



自己評価書作成に当たっての 留意点について

平成28年5月

大学改革支援・学位授与機構
自己評価担当者研修会



一般的留意事項 （“認証／選択”評価共通）

- （資料1）『大学機関別認証評価：自己評価実施要項』
（資料2）『大学機関別選択評価：自己評価実施要項』



自己評価書の公開

- 提出していただく自己評価書は、評価終了後、評価結果と共に、大学改革支援・学位授与機構のウェブサイトにおいて、**原文のまま公開**します。
- 当事者以外は別添資料を参照することは困難ですから、**自己評価書だけで大学の状況が分かるように記述**してください。

3



観点ごとの記述(1)

- 【観点到係る状況】には**客観的事実のみ**を記述し、
- 【分析結果とその根拠理由】で上述の事実に基づいて**自己評価**してください。
- 必要があれば、【根拠となる資料・データ等】を付けて記述された客観的事実の「**エビデンス**」を示してください。
- ウェブページを引用する場合には、原則として、コピーを添付するか又は直接アクセスできる URL を明示してください。
- 【別添資料】の提出方法については、改善方策を検討中。

4



記述・分析は資料・データを基に 具体的に！

○具体的でない記述の例：

- 学生による授業評価の結果を踏まえて、授業改善を実施している。
- 評価結果を様々な改善に活かしている。
- 活発に活動している。
- 適切に取り組んでいる。
- 授業改善の取組は資料8-2-①-Aに示す通りである。

○具体的でない記述に対しては、具体的な説明(又は、資料の追加提出)を求めます。

5



観点ごとの記述 分析上の留意点とエビデンスの示し方

例

2-1-② 教養教育の体制が適切に整備されているか。

幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

【関係法令等】

- ・ 大学設置基準第19条（教育課程の編成方針）

【留意点】

- 教養教育の体制について、組織の役割や構成、実施組織の人的規模やバランス、組織間の連携や意思決定プロセス、責任の所在等が確認できる資料・データを用いて、整備状況进行分析。
- 2以上のキャンパスで教養教育を実施する大学にあつては、各々の実施体制、実施上の工夫や学生移動の状況等进行分析。
- この観点においては、教養教育の実施体制について分析。教養教育の具体的な内容については、基準5において分析。

【根拠となる資料・データ等例】

- ・ 教養教育の実施体制（組織・規模内容等）が確認できる資料、構成図等
- ・ 教養教育を実施するための責任体制（全学共通教育委員会等）が確認できる資料、組織規則等
- ・ 教養教育の実施体制に関する検討状況が確認できる資料、具体的な検討事例等

6



評価結果への反映例

観点2-1-② 教養教育の体制

22年度自己評価書

22年度評価結果

実施の体制

観点2-1-②: 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

【観点に係る状況】 本学の教養教育専任教員は美術学部、音楽学部のそれぞれに所属し、必須の基礎的な授業科目を担当するとともに、芸術大学の特長を活かした多数の科目を開設、運営している（資料2-1-2-A、別添資料2-1-2-1）。これらの科目を円滑に提供、運用するために、「教養教育等教員会議」が組織されている（別添資料2-1-2-2）。また、大学案内には教養教育のエデュケーション・ポリシーが掲載されている（別添資料2-1-2-3）。

資料2-1-2-A 出典 「平成22年度（2010年度）講義時間割表」より作成

区分	科目数	22年度開講科目数	専任教員	非常勤教員
教養教育	95	72	9	20
一般教養	57	36	13	9
特長科目（※1）	10	5	6	8
情報機器	6	4	1	2
体育	8	8	3	4
外国語	24	24	4	11（※2）

※1 特長科目として、「美術論A・B」、「音楽論A・B」、「日本演劇論」、「日本の近現代演劇」、「西洋演劇論」、「芸術と諸科学」、「自由研究ゼミナールⅠ・Ⅱ」があげられる。
 ※2 うち外国人7名
 別添資料2-1-2-1 平成22年度（2010年度）講義時間割表
[http://www2.aichi-fu-u.ac.jp/~jkanmari/sogi_jikanmari\(22\).pdf](http://www2.aichi-fu-u.ac.jp/~jkanmari/sogi_jikanmari(22).pdf)
 別添資料2-1-2-2 愛知県立芸術大学教養教育等教員会議規約 No.02
 別添資料2-1-2-3 愛知県立芸術大学大学案内2010 p.84

【分析結果とその根拠理由】 教養教育の独立した組織はなく、教養教育担当の専任教員は両学部にも所属しているが、会議を組織し適宜教養教育に関する諸事項を検討・運営している。

「教養の陶冶は（中略）芸術家としての人格形成において重要な意味を持つ」とのポリシーに基づき、「美術論」「音楽論」「日本演劇論」「日本の近現代演劇」「西洋演劇論」「芸術と諸科学」「自由研究ゼミナール」等の個性的な授業科目が多数設定され、小規模な組織ではあるが堅実に機能している。

「2-1-② 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか」
 教養教育の独立した組織はなく、教養教育担当の専任教員は両学部にも所属しているが、教養教育科目及び教職科目の専任教員からなる教養教育等教員会議を随時開催し、「教養教育関係の教育及び研究の計画並びにこれに伴う施設の設置改廃に関すること」、「教養教育関係の教員人事に関すること」、「教養教育関係の教育課程及び履修方法に関すること」、「入学試験のうち、学科試験に関すること」、「その他教養教育関係の実施運営に関すること」を審議している。
 「教養の陶冶は生涯を通じて行われるべき」とあり、こうした態度や品格を学生時代に身につけることは、芸術家としての人格形成において重要な意味を持つ」との教養教育のエデュケーション・ポリシーに基づき、「美術論」「音楽論」「日本演劇論」「日本の近現代演劇」「西洋演劇論」「芸術と諸科学」、「自由研究ゼミナール」等、授業科目が多数設定され、小規模な組織ではあるが堅実に機能している。
 これらのことから、教養教育の体制が適切に整備され、機能していると判断する。

運営の体制 (具体化して)

第2サイクルでは
基準5で分析(●で
説明)

7

「優れた点」

(資料1: 『大学機関別認証評価: 評価実施手引書』p.8)

- 大学の目的・目標に照らして、優れていると判断されるもの
- 大学の目的に照らして、特色ある、又は個性ある取組であり、成果が上がっていると判断されるもの
- 教育研究活動等の改善に向けて先進的な取組であり、成果が上がっていると判断されるもの
- 大学一般に期待される水準から見て、優れていると判断されるもの

8



「優れた点」の例

- 学部卒業生の県内就職率は約50%であり、地域社会からの人材供給という期待に込めている。← 目的・目標に照らして優れている
- 学士課程において、象徴科目の「ヒューマンサービス論」「ヒューマンサービス論II」をはじめとして、人間総合教育科目、連携実践教育科目、専門創造教育科目からなる体系的な教育課程を構築し、大学の理念である「ヒューマンサービス」教育の実現に努めている。← 目的・目標に照らして特色ある取組
- 認証評価に向けて作成された自己評価書において、本文中に全学の状況について概略が分かりやすく記述され、また、改善を要する点等が的確に抽出されるなど、適切な分析がなされている。← 教育研究活動等の改善に向けて先進的な取組
- 授業の一環として教員が学生を引率し渡航する海外フィールドワークでは、毎年、大学全体で200人以上の学生が、大学による経済的支援を受けて参加しており、国際的な視野を持った人材を育成するための手段として有効に機能している。
← 一般に期待される水準より優れている
- 看護師、保健師、管理栄養士、社会福祉士、理学療法士、作業療法士等の国家試験において高い合格率を維持している。← 一般に期待される水準より優れている
- 就職支援において、卒業(修了)生から支援が受けられるキャリアサポーター制度や就職が内定した学生が下級生を支援するキャリアメンター制度を整備し、キャリアサポーターの登録数は1,000人を超えている。← 一般に期待される水準より優れている

9



「改善を要する点」

(資料1：『大学機関別認証評価：評価実施手引書』p.8)

- 法令違反の状態であり、可及的速やかに改善すべきと判断されるもの
- 法令違反の状態ではないが、速やかに改善が必要と判断されるもの
- 大学の目的に照らして、改善が必要と判断されるもの
- 大学一般に期待される水準から見て、改善が必要と判断されるもの
- 当該大学の目的に照らして、更なる向上に向けて取り組んでいる点

→「改善を要する点」を“的確に”抽出し、記述してください。

「改善を要する点」の例



- 大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されているが、博士後期課程の教育研究の実態に鑑みれば、○○研究科○○専攻及び△△研究科△△専攻の各領域においては「専攻」に準じる形で教員が確保されることが期待される。⇒法令違反ではないが、速やかな改善が必要(自己評価書では指摘はなかった)
- 授業評価アンケートや教員の自己点検・評価の結果の組織的活用が行われていない。⇒一般に期待される水準から見て改善が必要(自己評価書では、「個々の教員が教員による自己点検・評価」を行い改善に取り組んでいるが、今後、新たな評価制度を導入するにあたっては、活動の特性を踏まえ適切な制度を構築する必要がある」(状況)⇒「授業評価アンケートや「教員による自己点検・評価」を改良しつつ実施してきたが、今後、教員組織の活動を活性化する制度を構築するため、全学的に意見交換等を行っていく必要がある。」(分析結果)
- 卒業(修了)後、数年経過した卒業(修了)生に対する意見聴取は、組織的には行われていない。←一般に期待される水準から見て、改善が必要(以下、同様)
- 大学院課程の一部の研究科においては、入学定員超過率が高い、又は入学定員充足率が低い。←同上(定員管理は「収容定員」について行う)
- 全学統一フォーマットのシラバスの作成が進んでいるが、一部の項目については入力が不十分である。←同上
- 学士課程の一つの学部において、標準修業年限内卒業率が低い。←同上
- 成績評価の異議申立ては授業担当教員に直接申し出ることとなっており、組織的な措置となっていない。←同上
- 附属図書館の閉館時間が早い。←同上

11

「優れた点」「改善を要する点」



- 「優れた点」「改善を要する点」を記述する場合には、その内容を必ず「観点ごとの状況」の中に記述し、「分析結果とその根拠理由」において根拠を添えて分析、指摘し、それを「優れた点」「改善を要する点」として書き抜くようにしてください。
- 「改善を要する点」を的確に分析することは優れた点です。

12



資料の引用

○ 引用例(観点1-1-①を例として)

本学の目的は、学則(資料1-1-1-A)において、「……………」と定めている。

資料1-1-1-A

本学の目的は、学術の中心として、……………
……………
……………。

(出典 小平大学学則)

○ 引用例(観点10-1-①を例として)

本学の目的は、『小平大学概要』(別添資料10-1-1-1、p.5)、小平大学ウェブサイト(別添資料10-1-1-2、http://www.kodaira_u.ac.jp/gaiyou/)、及び『学生便覧』(別添資料10-1-1-3、p.12)等に記載し、公表するとともに構成員への周知に…している。

○ 規則等の資料は概要が分かる部分を自己評価書本体に抜粋し、全体版は、必要に応じて別添資料で。

13



資料について (“認証／選択”評価共通)



必要最小限の別添資料

- 別添資料は、一覧表を付けて見やすい形に整理し、バインダー1冊にまとめてください。
- 大部の冊子については、自己評価書に記載している内容を確認するのに必要な箇所のコピーを添付し、冊子本体は訪問調査時に閲覧できるようにしてください。
- シラバス、学生便覧、時間割等は各2部提出してください。なお、これらが電子版やWeb上でのみ提供されている場合には、印刷して提出する必要はありません(ただし、必要なページが閲覧可能であるようにしてください)。

15



提出前に再チェック

- 自己評価書の記述や引用したデータ、別添資料の情報等について、提出前にもう一度、整合性がとれているかなどのチェックをお願いします！
- 数値の整合性を確認してください。
- 「等」の中身を確認してください。
- 年度は、絶対的に表現し(「平成25年度」等)、相対的に表現(「昨年度」等)しないでください。
- 表記は最終的に機構として統一させていただきます。

16



個別留意事項 — 認証評価 —

(資料1) 『大学機関別認証評価: 自己評価実施要
項』別紙2 (p.17～)

17



基準・観点の相互関係に注意

組織・体制

[基準1](#) 大学の目的
[基準2](#) 教育研究組織
[基準3](#) 教員及び教育
支援者

教育課程

[基準4](#) 学生の受入
[基準5](#) 教育内容及び方法
○ 学士課程
○ 大学院課程 (専門職学
位課程を含む。)
5-3/6を先に5-1/4を後に
[基準6](#) 学習成果

インフラ・マネジメント

[基準7](#) 施設・設備
及び学生支援
[基準8](#) 教育の
内部質保証システム
[基準9](#) 財務基盤
及び管理運営
[基準10](#) 教育情報等
の公表

大学設置基準

第2章、第3章、第4章

第5章、第6章、第7章

第8章、第9章

18



観点1-1-① 大学の目的

- 「学部、学科又は課程（大学の教育研究上の基本組織）等」ごとに定める。
- 「学則等」とは：「学則、学部規則又は学科規則などの適切な形式」（大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について（通知）：平成19年7月31日）

【関係法令】 *** 大学設置基準第2条 ***

大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。

19



観点1-1-② 大学院の目的

- 「研究科、専攻（大学院の教育研究上の基本組織）等」ごとに定める。

【関係法令】 *** 大学院設置基準第1条の2 ***

大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。

20



観点2-1-①、③ 学部・学科等

○どのような学部、学科(研究科、専攻)で構成されているかについて分析。

- 学部、学科(研究科、専攻)の「教員編成」については、**基準3**で分析。
- 学部、学科(研究科、専攻)の「教育課程」については、**基準5**で分析。

21



観点2-1-② 教養教育の体制

○この観点においては、教養教育の**実施体制(意思決定の仕組みと実施の責任体制)**について分析。

ー 全学共通教育委員会、全学出動体制、専門の部局、……

- 教養教育の**具体的内容**については、**基準5**で分析。

22



観点2-1-④ 専攻科・別科

- 専攻科・別科を設置していない場合は、“該当なし”と記載。

23



観点2-1-⑤ 附属施設等

- 教育活動（大学院課程における研究指導を含む）を直接担う附属施設、センター等について、その役割、機能状況を“簡潔に”記述・分析。
- 教育課程の観点からの分析は、基準5において記述。
- 図書館、情報処理センター、保健センター等については基準7の記述との関係を考慮。

24



観点3-1-① 教員組織

○教員の所属(例:学部・学科)について、実際の状況を記述・分析(講座制、学科目制にこだわらない。大学院組織に教員が所属する場合には、学士課程の教育の責任の所在を明確に)。

○責任の所在については、学部長、学科長(学科主任)など。

【関係法令】 *** 大学設置基準第7条(教員組織)(平成19年度施行) ***

2 大学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとする。

25



観点3-1-② 教員数(学士課程)

○下記の関係法令を踏まえ、専任でない教員の状況も含めて記述・分析。

○教育上主要と認められる授業科目についての専任の教授又は准教授の配置について分析(○○%)。

【関係法令】

*** 大学設置基準第10条(授業科目の担当)(平成19年度施行) ***

1 大学は、教育上主要と認められる授業科目については、原則として専任の教授又は准教授に、それ以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教に担当させるものとする。

*** 大学設置基準第13条(専任教員数)／「別表」(平成19年度施行) ***

- 専任教員の数は、学部の種類及び規模並びに大学全体の収容定員に応じ定める教授、准教授、講師又は助教の数を合計した数以上とする。
- 「授業を担当しない教員」は専任教員の数に含めない。
- 設置基準に定める専任教員数の半数以上は原則として教授とする。

26



観点3-1-③ 教員数(大学院課程)

- 専攻ごとの研究指導教員数及び研究指導補助教員数を職位別に明記(『大学現況票』)。
- 専門職学位課程においては、「実務家教員」「みなし専任教員」についても記述。

【関係法令等】

*** 大学院設置基準第9条／「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」 ***

*** 専門職大学院設置基準第5条／「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」 ***

27

観点3-1-④ 教員組織の活性化



- 教員の年齢分布、年齢のバランスへの配慮。
- 例えば、性別のバランスへの配慮(女性教員の採用に関する数値目標の設定、出産・育児等と教育研究の両立を可能とする制度・体制の整備等)、外国人教員の確保、公募制、任期制、テニユア制度(終身在職権)、サバティカル制度(教員研究休暇制度(海外派遣制度を含む。))や優秀教員評価制度の導入等が考えられるが、
- これらはあくまでも例示であり、大学の目的や規模・特色等に照らして、教員の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているかを分析。実績がある場合には「観点にかかる状況」で具体的に記載。

【関係法令】

*** 大学設置基準第7条 ***

3 大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が 特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないように配慮するものとする。

*** ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(事業主の責務)***

28



観点3-2-① 教員の採用・昇格

○学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また、大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価をどのように実施しているかを含めて分析。

－例えば、抱負・計画書の提出、面接、模擬授業、……

【関係法令等】 *** 大学設置基準第14条(教授の資格) ***

教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

29



観点3-2-② 教員の業績評価

○いわゆる教員の“業績評価(一般的には「教育」、「研究」、「管理運営」、「社会貢献」の4領域について評価)”について分析。

●「“学生による授業評価”及び、その“授業改善への利用”」は観点8-1-②で分析。

－“学生による授業評価結果”を教員の業績評価に反映させることを妨げるものではない。

30



観点3-3-① 教育支援者等

- 教務関係や厚生補導等を担う事務職員、教育活動の支援や補助等を行う技術職員、図書館職員等の配置状況を具体的に分析。
- 助手等の配置、TA等の教育補助者の配置状況及び活用状況を具体的に分析。
- 総務、経理等の事務職員はこの観点に含めず、基準9において分析。

＊「大学現況票」別紙様式[提出必須]

31



観点4-1-① 入学者受入方針

- 入学者受入方針とは、各大学、学部・学科等の教育理念、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針に基づく教育内容等を踏まえ、どのように入学者を受け入れるかを定める基本的な方針である。
- 入学者受入方針では、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を示すことが必要。
- 特に学士課程については、受け入れる学生に求める学習成果（「学力の3要素（（1）知識・技能、（2）思考力・判断力・表現力等の能力、（3）主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度）」についてどのような成果を求めるか）を示すものをいう。

【関係法令等】

*** 学校教育法施行規則第165条の2第1項の2（平成29年4月1日から施行） ***

32



平成29年度実施の認証評価への影響

三つの方針について

- 1 卒業の認定に関する方針等の策定
 - (1) 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあっては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次のアからウまでの方針（大学院にあっては、ウの方針に限る。）を定めるものとする。（第165条の2第1項関係）
 - ア 卒業の認定に関する方針
 - イ 教育課程の編成及び実施に関する方針
 - ウ 入学者の受入れに関する方針
 - (2) (1)のイの方針を定めるに当たっては、アの方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならないものとする。（同条第2項関係）
- 2 卒業の認定に関する方針等の公表

大学は、1の(1)により定める方針を公表するものとする。（第172条の2第1項第1号関係）

33



	28年まで	29年以降
卒業認定・学位授与の方針	法令上の策定・公表の義務はなかったが、機構の基準では策定公表のそれぞれについて記載をもとめる観点を設けていた。	学部：卒業認定の方針については策定、公表ともに学校教育法施行規則によって義務化。 大学院：ガイドラインを踏まえて作成することが施行通知により奨励されている。 ⇒機構としては、既に策定・公表を求めている。
教育課程の編成・実施方針	同上。	同上
入学者受入方針	学教法施行規則の公表義務で公表が義務づけられている。	条文の整理はされているが、趣旨はこれまでと同じ。（「ガイドライン」によって具体化されている）
上記三つの方針についての一体的策定について	ガイドラインはなかった。	学校教育法施行規則：教育課程の編成・実施方針を定めるに当たっては卒業の認定に関する方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。（とくに、卒業認定、学位授与の方針が基礎となることが明示された。） ガイドライン ：一体的作成を奨励。 平成30年4月1日から、認証評価において三つの方針に関しての評価が義務化される。

34



観点4-1-① 入学者受入方針 「求める学生像」

- 求める学生像については、入学前に学習しておくことが期待される内容についても示しているか分析。

理工学部は、幅広い教養と科学・技術の専門的な素養を持ち、社会の広い分野で活躍できる人材を育成することを目的とします。各学科の目的と求める学生像は以下の通りです。

■数理科学科

数理科学科では、数学及び数理科学の領域において、広く社会で活躍できる高度な専門的知識・能力を持つ教育者、技術者、研究者となる人材を育成します。そのために、以下に示すような学生を求めています。

- ① 数学および数理科学の分野の専門知識を修得し、論理的思考力、問題解決能力を身につけることを目指す人
- ② 数学および数理科学の分野で、専門的知識を社会に活用できる教育者、技術者を目指す人

〔数理科学科で学ぶために必要な能力や適性等および入学志願者に求める高等学校での学習の取り組み〕

•数学の概念や論理的厳密性を修得するためには、微分積分、線形代数、集合・位相といった数学の基本的な考え方や手法を身につけることが必要です。そのためには、高等学校で履修する数学の基礎的理解と応用力が不可欠です。さらに、自然科学の基本的な概念や原理・法則を理解して科学的な自然観を養っておくことは、学びの視野を広げることに繋がります。そのため、高等学校で学ぶ理科についても教科書レベルの知識を有していることが望まれます。(後略)

(この観点で優れているとされた大学の例)

35



観点4-1-① 入学者受入方針 「入学者選抜の基本方針」

- 入学者選抜の基本方針については、入学者受入方針を具現化するためにどのような評価方法を多角的に活用し、それぞれの評価方法をどの程度の比重で扱うのか等を具体的に示しているか分析。

【2】入学者選抜の基本方針

理工学部の教育理念に基づき、教育目的・教育目標・教育方針に沿った人材を育成するために、開放性、客観性、公平性を旨とした多様な入試方法と多面的な評価方法により入学者を受け入れます。

一般入試

入学の機会を広く保障するために、大学受験資格を有する全ての者を対象とした一般入試を行います。一般入試では、「前期日程」と「後期日程」の2つの入試区分により、異なる観点から入学希望者を選考します。

【前期日程】

大学で学習するために必要な基礎学力として汎用的な学力を有しているかを判断するために、大学入試センター試験によって、高等学校までの学習到達度を評価します。また、専門科目を理解できる基礎学力を有しているかを判断するために、個別試験によって数学と理科の基礎学力を評価します。

(この観点で優れているとされた大学の例) 36



観点4-1-④ 入学者選抜の検証・改善

○入学者選抜方法の検証、改善の具体的事例を含めて記述・分析。

○結果だけでなく、理由となった検証結果も。

37



観点4-2-① 入学者数の適正化

○過去5年間の入学定員、志願者数、合格者数、入学者数等を、学部・研究科別、課程別に記述してください(『**平均入学定員充足率計算表**』)。募集単位別の状況が分かる資料を添付してください。

○学部・研究科レベルで「**1.3倍以上／0.7倍未満**」は評価報告書において「**改善を要する点**」として指摘。

－ 適切な教育環境を確保する観点から分析

参照：文部科学省告示第154号(平成27年9月18日)

－ 学科・専攻レベルにおいても、指摘する場合あり

○上述の状況に該当する場合は、改善を図った具体的事例、今後の改善計画を記述。

38



観点5-1-① 教育課程の編成・実施方針

- 教育課程の編成・実施方針とは、学位授与方針の達成のために、どのような教育課程を編成し、どのような教育内容・方法を実施し、学習成果をどのように評価するのかを定める基本的な方針をいう。
- 教育課程の編成・実施方針は、授与される学位の専攻分野ごとの入学から卒業までの課程ごとに策定することを基本とするが、各大学の実情に応じて、全学や学部・学科等を策定単位として策定することと考えられ、その場合には、学位授与方針との一体性・整合性があるものとして策定することが求められる。

【関係法令等】

*** 学校教育法施行規則第165条の2(平成29年4月1日から施行)***

*** 大学設置基準第19条(教育課程の編成方針) ***

大学は、... 教育上の目的を達成するに**必要な科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成**するものとする。

2 ... **専門の学芸**を教授するとともに、**幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養**するよう適切に配慮しなければならない。

*** 大学設置基準第20条(教育課程の編成方法)、第43条(共同教育課程の編成) ***

*** 「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)及び「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイドライン ***

39



観点5-1-③ 教育課程編成における配慮

- 「学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等」への対応として分析。
- 学生が**社会的及び職業的自立を図るために必要な能力**を培うための配慮についても分析。

【関係法令等】 *** 大学設置基準第42条の2(社会的及び職業的自立を図るために必要な能力培うための体制)(平成23年4月1日施行) ***

大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、**社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施**及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

40



観点5-2-② 単位の実質化

- 「1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とする」
- 学生の主体的な学習を促し、必要な学習時間を確保する取組について分析。
- 各種取組を踏まえ、学生の**学習時間(授業＋自主学習)の具体的状況**について分析。

← “**学習時間の実質的な増加・確保**”（『新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～』 中央教育審議会答申、平成24年8月）

【関係法令等】

*** 大学設置基準第21条第2項(単位) **

*** 大学設置基準第22条(一年間の授業期間) ***

*** 大学設置基準第23条(各授業科目の授業期間) ***

－ 「各授業は、10週又は**15週**。ただし、**教育上必要があり、かつ、十分な教育効果があげることができる**と認められる場合は、この限りでない。」(平成25年4月)

*** 大学設置基準第27条の2(**履修科目の登録の上限**) ***

41



観点5-2-③ シラバス

- シラバスが全科目、全項目について記入されているかを含めて、適切に作成されているかについて分析。
 - － 授業名、担当教員名、授業の目的、**達成目標**、各回ごとの授業内容、成績評価方法、成績評価基準、**準備学習等**についての具体的な指示、教科書・参考文献、履修条件等。
- 学生の活用(科目選択、**準備学習・発展学習**←**単位の実質化**)状況を分析。

【関係法令】

*** 大学設置基準第25条の2(平成20年度施行) ***

大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに**一年間の授業の計画をあらかじめ明示**するものとする。

42



観点5-3-① 学位授与方針

- 学位授与方針とは、各大学、学部・学科等の教育理念に基づき、具体的に、どのような知識・能力を身に付けた者に卒業を認定し、学位を授与するのかを定める方針であり、学生の学習の目標となるものをいう。
- 学位授与方針は、授与される学位の専攻分野ごとの入学から卒業までの課程ごとに策定することを基本とするが、各大学の実情に応じて、全学や学部・学科等を策定単位として策定することも考えられ、その場合には、教育課程の編成・実施方針との一体性・整合性があるものとして策定することが求められる。
- 「何ができるようになるか」に力点を置き、どのような学習成果を上げれば卒業を認定し、学位を授与するのかをできる限り具体的に示すことが求められる。
- 学生の進路先等社会における顕在・潜在ニーズを踏まえた上で策定しているか分析。

【関係法令】

*** 学校教育法施行規則第165条の2第1項の2（平成29年4月1日から施行）***

*** 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン ***

43



観点5-3-② 成績評価基準

- 成績評価基準については、評点、評語（A、B、C等）を適用する際の**判断の基準**について組織として定めたものを分析。
- 成績評価基準について、例えば授業の出欠状況、レポート、中間テスト、最終試験の組合せにより判定するといった成績評価方法も分析。
- GPA制度を実施している場合には、その実施状況について分析。
- 学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っているかを分析。
- 成績評価、単位認定が適切に実施されているかについて分析。
- 根拠資料・データに基づき自己評価を行う必要があるが、個人情報に関するもの等、外部に持ち出すことが困難なものについては、現物を訪問調査時に確認。

【関係法令等】 *** 大学設置基準第25条の2（平成20年度施行） ***

2 大学は、**学修の成果に係る評価**及び卒業の認定に当たっては、**客観性及び厳格性を確保する**ため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。



観点5-3-③ 成績評価の客観性、厳格性

- 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置について、その実施状況を示す資料・データを用いて分析。
- 成績評価分布についてのガイドライン(Aをクラスの30%程度とするなど)の策定や成績評価の妥当性の事後チェック(偏りの点検)、GPAの進級判定への利用、異議申立てを受ける制度や答案の返却、模範解答あるいは採点基準の提示等、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているかについて分析。
- 成績評価分布の適切性について分析。
- 異議申立てを受ける制度については、その提出先、様式等についても分析。

45



観点5-1-③、観点5-2-①など

- GPタイプの支援プログラムに採択された取組がある場合には記述のこと。「採択された」という事実だけでなく、その取組が教育の改善向上へ活かされているかを分析。**支援期間終了後の継続・発展の状況**も記述。
- 前回の認証評価以降に採択された、文部科学省「国公立大学を通じた大学教育改革の支援」事業等の競争的資金について、取組を実施している場合には、「採択期間」「支援事業名」「採択事業名」「簡潔な事業内容、教育への反映やその効果」を含めた一覧表。
- GPタイプの支援プログラムに採択された取組は、原則として、「**優れた点**」として評価報告書に記載。

46



観点5-4-①～5-6-④ ＜大学院課程＞

※ 各観点ともに、学士課程に準じて分析を行うことを原則とするが、学士課程に限られた内容については大学院課程での分析は要しない。

- 入学定員の一部で、教育方法の特例(大学院設置基準第14条)を実施し、夜間その他特定の時間又は時期に授業を開講している場合には、その実施方法等を分析。(観点5-5-④)
- 研究指導に関する観点に注意(観点5-5-⑥)
 - ・大学院学生に対する研究倫理に係る指導の状況について確認。

47

観点5-6-④ 学位論文に係る評価基準 ＜修士課程・博士課程＞

- 「学位論文に係わる評価基準(特定課題研究の成果も同様)」とは、“**どのような内容・体裁の論文を可とするか**”を定めたもの。

－ “学位論文に関わる審査手順／学位論文提出の要件(査読付論文○報)”ではないことに注意！

【関係法令等】

*** 大学院設置基準第14条の2(平成19年度施行) ***

2 大学院は、学修の成果及び**学位論文に係る評価**並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対して**その基準をあらかじめ明示**するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

48



基準6 学習成果

(資料1)『大学機関別認証評価:大学評価基準』:pp.13-14

○「教員が何を教えたかという教育の成果」ではなく、「**学生がどのような能力を身に付けるか(付けたか)**」という学生の視点に立つことを、基準の名称で明確化。(「教育成果」ではない。)

○学習成果とその測定に関する考え方は依然として多様。ただし、

- 個人の達成の測定でなく、教育課程について分析
- 指標を活用することが必要(直接的・客観的指標と間接的・主観的指標)

○**各観点においてデータの羅列のみでなく“分析”を！**
 <『自己評価実施要項』p.42～p.43、『Q&A』:Q47～Q49参照>
 49



学習成果の自己評価

	客観的指標	主観的評価指標
卒業までに確認する学習成果	6-1-① 標準修業年限内の卒業(修了)率、標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、単位修得率、進級率、留年・休学・退学、資格取得者数、卒業(修士・博士)論文、卒業制作・研究活動の実績や成果採択・受賞状況、各種コンペティション等の受賞状況 (学位授与の方針に示される知識・能力の区分別に確認できるとうれしい。)	6-1-② 学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー概要等 (授業評価アンケートで代用できるとはかぎらない。)
社会における学習成果の検証	6-2-① 学部・研究科等ごとの進学率・進学先、就職者の割合(就職者数/卒業(修了)生数)、就職率(就職者数/就職希望者数・就職先、卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)	6-2-② ・卒業(修了)生からの意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果 ・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果 50



観点6-1-① 卒業(修了)状況等

○提出必須データ(新規):

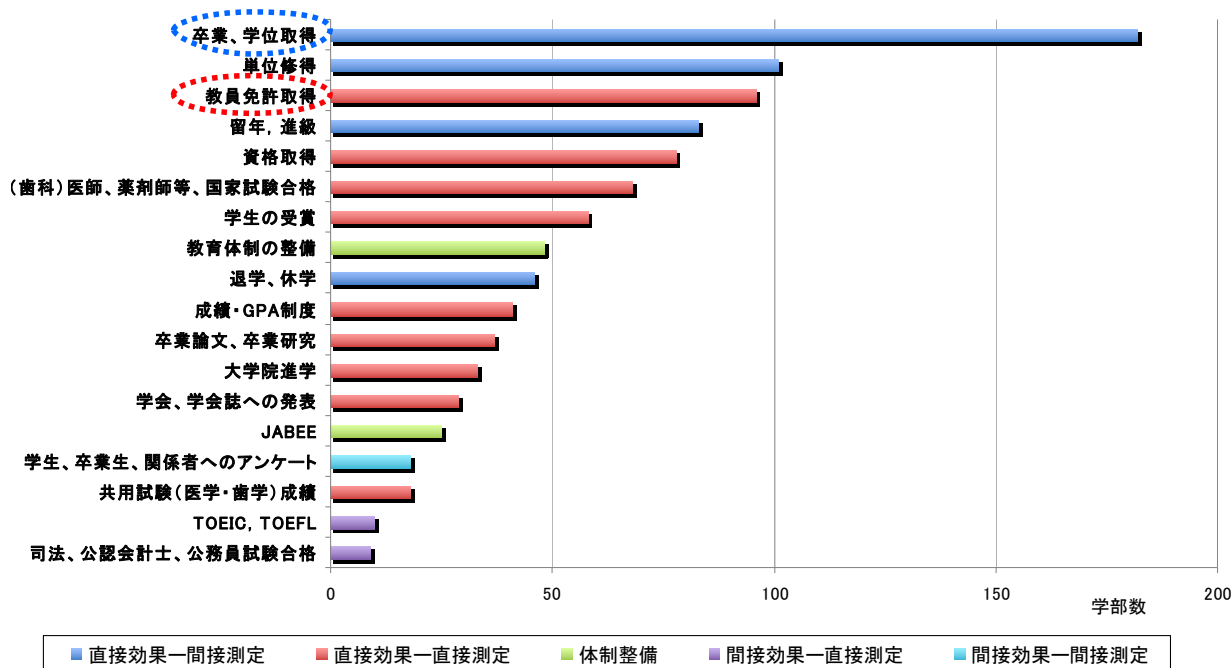
学部・研究科ごとの

- ・ “標準修業年限内卒業(修了)率”
- ・ “「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率”
(過去5年分)

○各種標準化されたアセスメント・テスト(TOEIC、AHELO、CLA、MAPP等、あるいは類似のテスト)の利用については各大学の判断による

51

<参考:学習成果の評価指標>

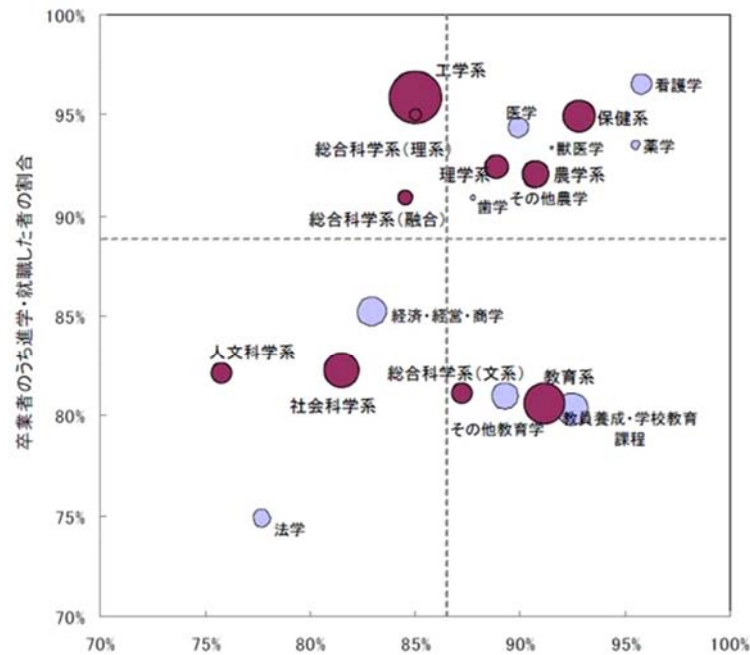


(渋井進他、“学習成果に関わる標準指標の設定へ向けた検討：国立大学法人評価における評価結果報告書の分析から”、大学評価・学位研究、第13号(2012)、pp.3-pp.18)

52



＜参考：標準修了年限内卒業率＞



標準修了年限内卒業率

(林隆之、"教育成果に関連するデータ・指標":大学評価・学位授与機構「国立大学の教育・研究活動に関する定量的データ・指標に関する基盤的調査」、2009 <http://www.niad.ac.jp/ICSFiles/afiedfile/2009/06/15/shihyo2009.pdf>)

53



観点6-1-② 学生の意見聴取

- 「**学習の達成度**や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。」について分析。

ー 興味深い“達成度評価”の例

- ・達成度調査アンケート(東京大学教養学部:H21／基準6)
- ・学習ポートフォリオによる達成度評価(九州工業大学:H21／基準9)
- ・JCIRP



評価実施結果報告書より

- 平成25年度に実施した卒業生・修了生・就職先への質問紙調査では、卒業生2,988人、修了生356人、就職先企業等1,164社に送付し実施しており、教育目的に掲げる諸能力を中心に、大卒者が働く上での21項目の能力についての評価を尋ねている。卒業(修了)生に対しては、自己評価を4段階評価で行っている(「とてもある」「ややある」「あまりない」「まったくない」)。就職先に対しては、卒業(修了)生と他大学の卒業(修了)生を比較しての印象を4択で尋ねている(「大変優れている」「やや優れている」「やや劣っている」「たいへん劣っている」)。卒業生調査の結果について「とてもある」又は「ややある」の合計割合を見ると、「インターネットで情報を適切に集める」83%、「自らを律して行動できる力」77%、「自ら学修する習慣」76%、「コミュニケーション力」72%の順に高く、全項目を合わせての平均割合は58%である。修了生調査の結果について「とてもある」「ややある」の合計割合を見ると、「インターネットで情報を適切に集める」84%、「自らを律して行動できる力」80%、「コミュニケーション力」80%、「自ら学修する習慣」77%の順に高く、全項目を合わせての平均割合は66%である。就職先調査の結果について「大変優れている」又は「やや優れている」の合計割合を見ると、「学問的思考の基礎」91%、「幅広い教養」88%、「自ら学修する習慣」87%、「大学で学んだ専門知識」85%の順に高く、全項目を合わせての平均割合は74%である。(東北大学)

55



観点6-2-① 就職・進学状況

○提出必須データ:

学部・研究科ごとの

- “就職率(就職者数／就職希望者数)”
- “進学率”
- “就職率(就職者数／卒業(修了)者数)”
(過去5年分)

56



観点6-2-② 卒業(修了)生、就職先の意見

○大学が現在把握している根拠資料・データの中から、間接的又は部分的であっても、状況が客観的に裏付けられるものを示しつつ分析。

○卒業(修了)生の意見は、**社会生活を経てからの意見**であることが必要(卒業・修了時アンケートは観点6-1-②で分析)。

ー 興味深い“卒業(修了)生・企業等の意見聴取”の例

- ・電気通信大学(H21/基準9)、北海道大学(H21/基準6)
- ・静岡文化芸術大学(H22/基準6)

57



評価実施結果報告書より

- ・平成25年度に学部卒業生及び大学院修了生の就職先を対象として実施されたアンケートの結果によると、卒業(修了)生の印象として、知識・技能・態度等に関する16項目について「十分に備わっている」又は「やや備わっている」との回答が、「分析力・情報処理能力が優れている」では89%、「一般的な教養がある」では89%、「専門的な知識・技術がある」では71%、「コミュニケーション能力がある」では80%千葉大学との高い評価を得ている。一方で「語学力がある」については46%、「やや不十分である」が14%であった。(千葉大学)
- ・企業や卒業生を対象としたアンケート及びキャリア支援室による就職状況の調査などを通して、卒業生に関する意見聴取を行い、学習の効果検証を行っている。平成24年度には、第1期中期目標期間に引き続き、卒業生と卒業生採用実績のある企業を対象にアンケートを実施し、その分析結果を平成25年3月に『国立大学法人一橋大学における社会から見た大学教育に関する自己点検・評価報告書』として公表している。当該大学についての総合評価は、卒業生の28%が「とても満足」、62%が「まあ満足」と回答し、計90%の卒業生が満足しているという結果になっている。また、当該大学で学んだことで「人間的な成長がえられたと思うか」という問いに対しても、「とてもそう思う」と「まあそう思う」の合計は92%に達している。(一橋大学)

58



基準7-1 施設・設備

○観点7-1-①では、施設・設備**全般**について分析。

- ー ICT環境(例、情報センター等)、図書館については**簡潔に**。
- ー **耐震化**、バリアフリー化、**安全・防犯面**について分析。

●ICT環境の詳細については**観点7-1-②**で分析。

●図書館の詳細については**観点7-1-③**で分析。

59



基準7-2 学生支援

○観点7-2-②では“**学習支援**”について分析。

○観点7-2-⑤では“**生活支援(含:就職支援)**”について分析。
・特に障害のある学生については、関係法令の趣旨を考慮して十分に分析。

【関係法令】*** 障害者差別解消法第5条(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)及び第7条(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)又は第8条(事業者における障害を理由とする差別の禁止)***

○観点7-2-⑥では“**経済面の援助**”について分析。

60

基準8 教育の内部質保証システム



(資料1)『大学機関別認証評価:大学評価基準』:pp.17-18

- 観点8-1-①:「教育の取組状況や教育による**学習成果**について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための**体制**が整備され、**機能**しているか。」
- 「内部質保証の取組について、その学内体制や、取組が適切に行われ、機能しているかどうかについて、認証評価機関において共通して評価すべきものとして明確に位置付けること」が認証評価に要求されている。(平成30年度から施行) ⇒ **すでに基準としては導入されているので、一層の注意が必要。**
- 「体制」「機能」を確認。「機能している」ことは、実際の改善例を過程とともに指摘することで例証することも可能。

61

観点8-1-② 学生による授業評価等



- 「**学生による授業評価(アンケート)**」は、主として、この観点で分析。
 - 原則として、
 - ー 全科目で実施
 - ー 教員へフィードバック
 - ー **学生に結果の概要、改善点等を公表**
- 教職員からの意見聴取についても分析。



観点8-2-② 教育支援者等に対する研修

- 研修等の方針、内容・方法及び実施状況等から分析。

【関係法令等】

*** 大学設置基準第42条の3(研修の機会等) ***
*** 大学院設置基準第43条(研修の機会等) ***

63



観点9-3-① 自己点検・評価

- 機関別認証評価は、学校教育法第109条第2項で規定。
- 同法第109条第1項で自己点検・評価を大学に義務付けている。この観点はこれに関するもの。
- 「教員個人の自己点検・評価」は別。
「当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」

64



観点9-3-② 外部者による評価

○以下の外部者による評価について記述・分析。

- － **第三者評価**： **大学機関別認証評価（第1サイクル）**、**専門職大学院認証評価**、**国立大学法人評価**、**地方独立行政法人評価**、JABEE、
- － **外部評価**： **大学、部局等の依頼による外部者による評価（教育プログラム別評価、研究評価）**

65



観点9-3-③ 評価結果のフィードバック

○以前の機関別認証評価を受けた際に「**改善を要する点**」の指摘を受けている場合、又は、「**設置計画履行状況等調査（アフターケア）で留意事項**」が付されている場合は、**改善に向けた取組や改善状況**について記述・分析が必須。

66



基準10 教育情報等の公表

●3つの観点(目的等、ポリシー、教育研究活動についての情報)

●法令等により公表が義務付けられている情報

- (1) 教育についての基本情報(学校教育法施行規則第172条の2
及び第165条の2の改正(平成29年4月1日施行))
- (2) 自己点検・評価の結果(学校教育法第109条第1項)
- (3) 教員の養成の状況について
(教育職員免許法施行規則第22条の6)
- (4) 財務諸表等の情報(各大学を設置する法人に適用
される関係法令(『Q&A:66』参照))
- (5) その他(教育職員の課程認定等)
(学校教育法第113条については、『Q&A:65』参照)

67



*** 学校教育法施行規則第172条の2

(平成29年4月1日施行) ***

大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

- 一 大学の教育研究上の目的及び第165条の2第1項の規定
により定める方針に関すること
- 二 教育研究上の基本組織に関すること
- 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業
績に関すること
- 四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は
修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学
及び就職等の状況に関すること
- 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計
画に関すること

観点10-1-②
DP、CP、AP

68



*** 学校教育法施行規則第172条の2

(平成29年4月1日施行):続 ***

- 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること
 - 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
 - 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
 - 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- 2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ**学生が修得すべき知識及び能力**に関する情報を積極的に公表するよう**努めるものとする。**

観点10-1-②

69



*** 教育職員免許法施行規則第22条の6

(平成27年4月1日施行)***

認定課程を有する大学は、次に掲げる教員の養成の状況についての情報を公表するものとする。

- 一 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること。
- 二 教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関すること。
- 三 教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること。
- 四 卒業者の教員免許状の取得の状況に関すること。
- 五 卒業者の教員への就職の状況に関すること。
- 六 教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること。

2 前項の規程による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。

70



個別留意事項－選択評価－

(資料2) 『大学機関別選択評価：自己評価実施要項』
別紙2

71

目的の達成状況を4段階で判断

(資料2) 『大学機関別選択評価：自己評価実施要項』 (p.5～)

- 目的の達成状況を中心に4段階で判断
 - － 極めて良好である(S)
 - － 良好である(A)
 - － おおむね良好である(B)
 - － 不十分である(C)
- 「優れた点」「改善を要する点」を抽出

選択評価事項ごとに、観点の分析の中から目的を踏まえて、特に重要と思われる点を抽出

 - － 個性の伸長
 - － 取組、成果
 - － 目的達成の観点から達成の状況

72



— 選択評価事項A — 研究活動の状況 —

(資料2) 『大学機関別選択評価:自己評価実施要項』
別紙2(p.17～)

73



観点群 A-1-①～③

○大学全体について分析。

- 観点A-1-①: 研究の実施体制及び支援・推進体制
- 観点A-1-②: 研究活動に関する施策
- 観点A-1-③: 研究活動に関する検証・改善の取組

74



A-2-① 研究の活発さ(量)

○部局別の記述をした上で、大学全体としての総括を記述。

○必須データ： 研究出版物数、研究発表数、その他の成果物の公表件数、科学研究費助成事業への申請件数(過去5年分程度)

75



A-2-② 研究の質

○部局別の記述をした上で、大学全体としての総括を記述。

○書誌統計学的データを利用する場合には検証可能な形で。

○必須データ： 受賞件数、特許等の取得件数、科学研究費助成事業の獲得件数・金額(過去5年分程度)

76



A-2-③ 社会・経済・文化の発展への寄与(社会貢献)

○部局別の記述をした上で、大学全体としての総括を記述。

77



— 選択評価事項B 地域貢献活動の状況 —

(資料2) 『大学機関別選択評価:自己評価実施要項』
別紙2(p.21～)



●地域貢献活動の例

- － 正規課程の学生以外への教育サービス・学習機会の提供
- － 産業界との協力による地域産業の振興への寄与
- － 国・地方公共団体・民間団体との連携による地域社会づくりへの参画

●「地域」の範囲は、特に、限定しない。

- － 大学の目的や状況に応じて適宜判断

79



観点群 B-1-①～④

○各観点において“PDCA”の順に記述・分析。

- － 観点B-1-①“P”：計画
- － 観点B-1-②“D”：実施
- － 観点B-1-③“C”：検証
- － 観点B-1-④“A”：改善の取組

○“P”「計画」と“D”「実施」とを明確に区別して記述・分析。

○“P”「計画」と“D”「実施」とを明確に対応させ記述・分析。

○観点B-1-② 提出必須データ：各活動の実施状況が確認できる資料（公開講座等の開催回数・参加者数、図書館の学外者へのサービスの状況、企業との共同により開発された製品数、参画した審議回数・委員数等）（過去5年分程度）

80



選択評価事項C

— 教育の国際化の状況 —

(資料2) 『大学機関別選択評価:自己評価実施要項』
別紙2(p.23～)

81



○教育の国際化に向けた活動を、「国際的な教育環境の構築」、
「外国人学生の受入」、「国内学生の海外派遣」の3つの視点
から分析。

○教育の国際化に向けた活動例

「国際的な教育環境の構築」

— 国際化に対応可能な組織体制の整備、教育内容・方法の国際化 等

「外国人学生の受入」

— 外国人学生の受入実績、教育課程編成・実施上の工夫 等

「国内学生の海外派遣」

— 国内学生の派遣実績、教育課程編成・実施上の工夫 等

82



観点群 C-1-①～④

○各観点において“PDCA”の順に記述・分析。

- － 観点C-1-①“P”： 計画
- － 観点C-1-②“D”： 実施
- － 観点C-1-③“C”： 検証
- － 観点C-1-④“A”： 改善の取組

○自己評価書の作成に当たっては、「国際的な教育環境の構築」、「外国人学生の受入」、「国内学生の海外派遣」の各項目の流れが分かるように記載。

83



観点群 C-1-①～④(続)

○観点C-1-② 提出必須データ：

- ・外国人学生の受入の実施状況が確認できる資料
「外国人学生受入実績票」
- ・国内学生の海外派遣の実施状況が確認できる資料
「国内学生海外派遣実績票」

○観点C-1-③ 提出必須データ：

- ・卒業(修了)の状況、単位修得・受講状況等が確認できる資料(過去3年分)

○観点C-1-④ 提出必須データ：

- ・大学機関別認証評価の自己評価書・評価報告書(直近のもの)※提出部数は別途指示。

○ 定義に注意。

84



選択評価事項における“評価”

(資料2)『大学機関別選択評価 評価実施手引書』

● 目的の達成状況を中心に4段階で評価。

極めて良好である(S)

良好である(A)

おおむね良好である(B)

不十分である(C)

● 選択評価事項Cにおいては、目的の達成状況の評価に加え、「国際的な教育環境の構築」、「外国人学生の受入」、「国内学生の海外派遣」の各項目の水準を4段階で評価。

一般的な水準を卓越している(S)

一般的な水準を上回っている(A)

一般的な水準にある(B)

一般的な水準を下回っている(C)

85



選択評価事項C「教育の国際化の状況」 における水準評価

○ 選択評価事項C「教育の国際化の状況」における水準判定は、『選択評価事項C 水準判定のガイドライン(案)』(資料6)に基づいて実施する。

○ 「一般的な水準にある」とは、日本の大学の平均的な取組状況をいい、資料6の別表『教育の国際化に向けた取組の実施状況一覧』に示す。

86



認証評価／選択評価は
大学と大学改革支援・学位授与機構との
信頼関係に基づく協同作業

ご不明な点は
ご遠慮なくお問い合わせください！

評価事業部評価支援課

(認証評価に関すること)大学評価第1係

(選択評価に関すること)大学評価第2係

TEL : 042 - 307 - 1642
MAIL : daigaku1@niad.ac.jp

TEL : 042 - 307 - 1647
MAIL : daigaku2@niad.ac.jp